

平成 25 年 1 月 15 日

# 行政書士 <sup>すずき</sup> 鱸 弥生 の 情 報 発 信

NO.16 日銀の役割



いよいよ 2013 年が始まりましたね。今年も健康に気をつけ、がんばっていきましょう。

マスコミがこぞって伝えている阿部首相が打ち出したアベノミクス（阿部+エコノミクス）その 1 つが金融緩和ということで、俄然注目を集めている日銀。今回は、その日銀の役割を金融緩和を中心にみていきましょう。

## 日銀の役割

日銀の役割は、日本銀行法（1 条、2 条）で定められています。①紙幣の発行 ②物価の安定 ③金融システムの安定を実現することです。

## 紙幣の発行

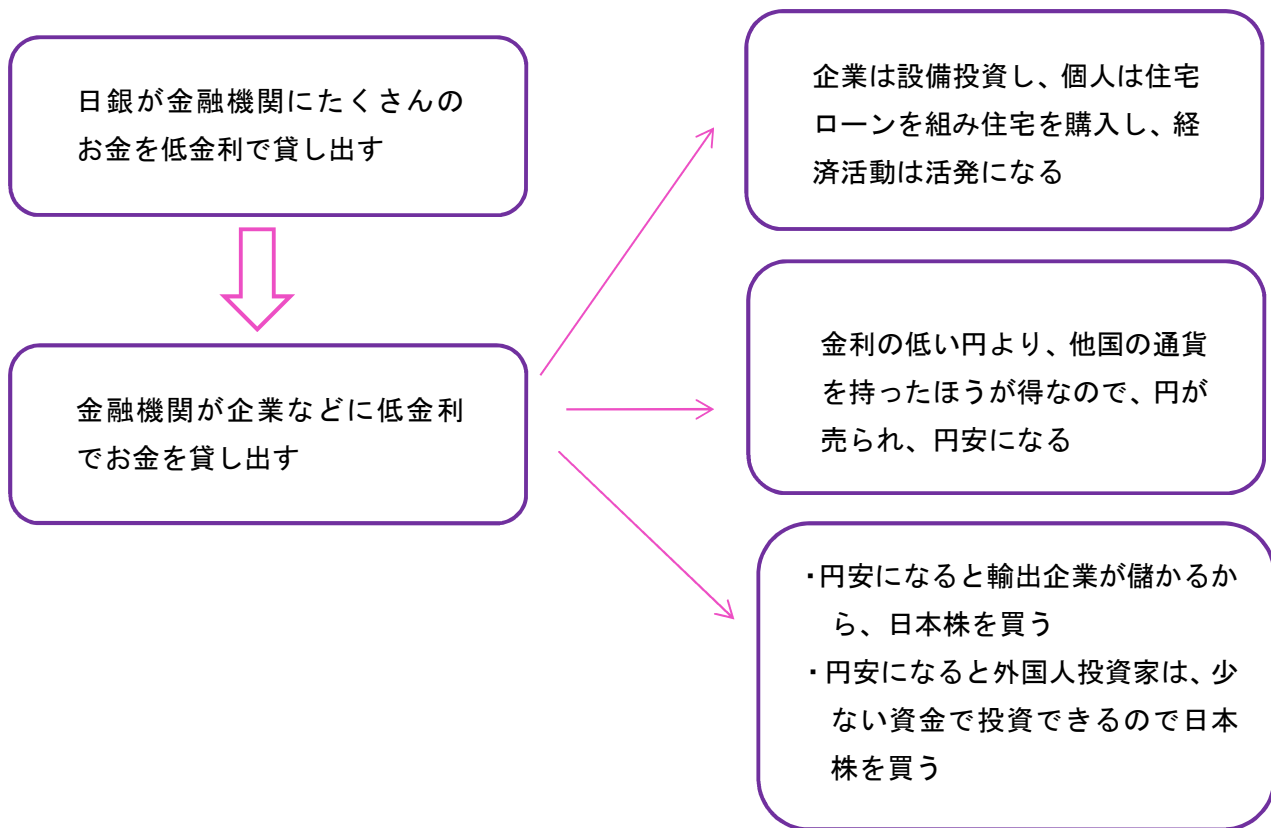
日銀は、紙幣（日本銀行券）の発行を行っています。普段、あまり意識することなく使っているお金ですが、よく見ると、すべてのお金に日本銀行券と書かれています。偽札の防止、汚れた紙幣の回収も行っています。ちなみに硬貨（補助貨幣）は、桜の通り抜けで有名な造幣局が製造しています。2003 年 4 月 1 日から独立行政法人造幣局（財務省管轄）になっているそうです。

## 物価の安定

インフレになったり、デフレになったりして、物の値段が極端に上がったたり下がったりすると、国民は安心して生活できません。例えば、昨日 100 円でハンバーガーが 1 個買えたのに、今日は 1000 円出さないと買えない・・・このようなことがないように、日銀が市場に出回るお金の量を調節しているのです。



阿部首相が主張している金融緩和というのは、とにかくたくさんのお金を日銀が金融機関に貸出し（日銀が金融機関から国債を買い取ったり、国債を担保にしてお金を貸したりする買いオペレーションという方法がとられています）そのお金で金融機関が企業に融資すると、企業は設備投資や研究開発するようになり、経済活動が活発になって、雇用も増え給与も上がるという考え方です。



だれもが景気回復を望みますが、ここではそんなにうまくいかないんじゃないの？という意見を書きます。

まず、日銀から金融機関に流れるお金は相当な量になるので、金融機関もお金を借りてくれる融資先を探そうとします。ここで問題なのは、長引く不況とデフレで物が売れずに苦しんでいる企業が、そんなに簡単に設備投資などをするために、融資を受けるとは限らないということです。そもそもデフレの原因は、世の中に出回っているお金が少ないからではなく、経済のグローバル化によって、安い材料、安い人件費で物作りをしない限り、利益がでない構造になってしまっているからなのです。力のある企業は、より安さを求め海外に出ていきますが、そうでない企業は、従業員の人件費カットなどで、かろうじて利益を上げている状態です。先が見えない状態で、新たに借入金を増やす気持ちには到底なれないのです。

## 金融システムの安定

日銀が金融機関が倒産しないように監督し、倒産しそうなときは、最後の貸し手として資金援助し、信用秩序を維持できるようにすることです。

## アベノミクス

20兆円規模の経済対策が決まり、公共事業を中心に一時的には潤うと思います。古い自民党の復活という印象ですが、それがいつまで続くか、経済対策の効果が切れる前に、景気がよくなってくれることを祈ります。

一方で、消費税のアップもほぼ決まり、相続税をはじめ、たくさんの増税案が出されています。

す。円安になれば、石油などの燃料費、小麦などの輸入食料品が一斉に上がりはじめます。莫大な国の借金がある中で、阿部政権は、70～74歳の医療費の窓口負担を1割のまま据え置きました。1月10日の日経新聞は、IMFが日本に対して、「年金開始年齢の引き上げを検討していかなければならないと述べた」と報じました。外圧でしか変われない日本ということでしょうか。

今回のテーマは、まだまだ語りつくせません。ランチなど食べながら、お話ししましょう！！

### Pick Up 1

今までの業務（離婚、相続、遺言）に加え、著作権を新しく業務に加えました。クリエイター向けコンサルタントのモニターを募集しています。興味のある方はお問い合わせ下さい。

### Pick Up 2

甥・姪は相続人になれますが、叔父・叔母は相続人にはなれません。妻・子供なし、親も祖父母も既に他界して、叔父・叔母にお世話になっている場合は、遺言書を書いておきましょう。甥が急死した方からのご相談でしたが、相続権がないので、家庭裁判所に相続財産管理人選任の申立てをし、特別縁故者として財産をもらうこととなります。（裁判所の判断）

「スマイリング・エンディングノート」  
れんげ畑の画像です



### ◆行政書士8年 主婦18年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR 芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)

### ●取扱い業務

離婚、遺言・相続、知的財産権（主に著作権）、契約書全般、内容証明郵便

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル

NO.6 遺言書 NO.7 地震保険 NO.8 著作権 NO.9 年金制度 NO.10 尊厳死宣言公正証書 NO.11 クーリング

オフ NO.12 認知症 NO.13 少額ミニ保険 NO.14 検察審査会 NO.15 6次産業化